慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	戦後日本の沖縄基地問題の起源： 日本の非軍事化と沖縄に対する領土主権の追求
Sub Title	The origin of the base problem in Okinawa : Japan's pursuit of demilitarization and territorial sovereignty
Author	池宮城, 陽子(Ikemiyagi, Yoko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・ 政治・ 社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.97, (2013. 6) ,p.159- 183
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20130615-0159

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦後日本の沖縄基地問題の起源

――日本の非軍事化と沖縄に対する領土主権の追求――

池宮城陽子

一　はじめに
二　沖縄に対する領土主権問題の萌芽
㈠　連合国の戦後国際秩序構想と「ポツダム宣言」
㈡　終戦直後の日本の対応
三　沖縄に対する領土主権喪失の危機
㈠　沖縄の行政的分離――「領土不拡大の原則」の形骸化
㈡　憲法第九条制定――軍管理継続の可能性の浮上
四　日本の駐留協定構想
㈠　軍事占領終了の徹底
㈡　保障占領の範囲の明確化
五　おわりに

一　はじめに

本稿の目的は、占領初期における日本の非軍事化と沖縄[1]に対する領土主権問題を検討することによって、戦後日本の沖縄基地問題[2]の起源を明らかにすることである。

一九四五年から一九四七年半ばにかけての占領初期において、日本は沖縄に対する領土主権問題に対処する必要に迫られていた。「ポツダム宣言」の領土条項である第八項が、本州、北海道、九州および四国という、主要四島を日本の領土として残すことを確約する反面、沖縄の帰属先を明記していなかったからである[3]。

他方、当該期の日本は、自身の非軍事化の達成を最重要課題としていた。日本は「ポツダム宣言」に示された連合国の対日方針に従うことを敗戦国の義務と捉えており、そこで連合国が示した対日政策の中核が、日本の非軍事化だったからである。つまり、敗戦国日本にとって、非軍事化の達成こそが講和の絶対的要件であった[4]。

日本にとって非軍事化とは、二つの側面からなる義務であった。第一に、武装解除である。「ポツダム宣言」第六項は、日本に戦争遂行能力を徹底して解体することを求めていた[5]。第二に、保障占領[6]の受け入れである。「ポツダム宣言」第七項では、日本が戦争遂行能力を失うまで連合国が日本の領域内にとどまること、すなわち保障占領を実施する方針が示された[7]。そのため、武装解除とともに保障占領を受け入れることではじめて、日本は非軍事化という敗戦国の義務を履行したことになるのであった。

この保障占領の拠点として重要だったのが、沖縄にほかならなかった。米国は、戦後処理問題の一環として、第二次大戦中から戦後の日本を監督するための基地を検討しており、その過程で沖縄を重要視するようになっていたのである。つまりそれは、保障占領を目的とする米軍駐留を沖縄において受け入れる義務が日本側に生じたことを意味し

た。こうして沖縄基地問題は、戦後日本の非軍事化措置の一環として生まれることとなるのである。

これまで、戦後日本の沖縄基地問題の起源については、必ずしも十分な分析が行われていない。占領期の途中から生じた冷戦に伴う国際秩序の変化と、冷戦の論理の中における沖縄基地への日本の対応を論じる研究が多数存在する一方で[8]、それ以前、すなわち占領初期の米ソ協調に基づく国際秩序下における、沖縄基地をめぐる日本の構想はほとんど取り上げられていないのである。占領初期の沖縄基地問題に触れた研究は存在するが[9]、主に米国の軍事戦略の観点からの考察に留まっており、本稿が焦点を当てる保障占領の拠点としての沖縄基地をめぐる日本の議論の検討はなされていない。

実際に、米国とりわけ米軍部は、占領初期から対ソ戦略構想において沖縄基地を重視していた[10]。そして米ソの対立が強まるにつれて、沖縄基地は対ソ封じ込めの拠点としての役割を担うようになる[11]。しかしながら、冷戦以前の米ソ協調に基づく国際秩序下において、米国の眼前の政策課題はあくまで日本を非軍事化し、米国の脅威にならないようにすることだった。その意味で、当該期において、米国にとって沖縄基地は保障占領の拠点として重要だったのである。従来の研究は、そうした冷戦以前の沖縄基地の同時代的役割を軽視しているため、沖縄基地の保障占領の拠点としての役割が日本の政策決定者の認識を大きく規定していたことを看過している。

本稿は、戦後日本の沖縄基地問題の起源に、非軍事化の要件であった保障占領の受け入れ問題があったことを明らかにする。当時の日本は、保障占領の受け入れを講和のための所与の条件と認識し、沖縄に対する領土主権を確保すべく対策を練ったのである。

以下、第二節では、「ポツダム宣言」を受けた終戦直後の日本の対応を明らかにする。第三節では、四六年初頭に実施された非軍事化政策を受けて、日本の情勢認識が変化する過程を考察する。第四節では、沖縄に対する領土主権を確保するために日本がまとめた駐留協定構想を詳らかにする。

二　沖縄に対する領土主権問題の萌芽

㈠　連合国の戦後国際秩序構想と「ポツダム宣言」

連合国は、「ポツダム宣言」第八項において、「『カイロ』宣言の条項は履行せらるべく又日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらる」と規定した。[12] この条項により、日本の領土として主要四島が残されることが明確となった一方で、沖縄等の日本本土周辺の島々の帰属決定は留保される形となった。

沖縄が置かれたこのような状況について考える際に非常に重要であるのが、「ポツダム宣言」起草時における連合国の戦後国際秩序構想である。そもそも、占領初期に実施された各種の占領政策は、連合国が望む国際秩序の実現のために策定された。したがって、具体的な占領政策やそれへの日本の対応を検討する前に、占領政策の背後にある連合国の戦後国際秩序構想を明らかにする必要がある。

連合国がめざしたのは、戦後においても連合国間の協調関係を維持することであり、とりわけ米ソ二大国が協調し続けることが、戦後世界の平和と安定に必須の条件であると考えられた。しかし、一九四四年半ば以降、ソ連の拡張主義的傾向から、米ソ協調に基づく戦後秩序の構築が困難な作業であることを認識するようになった米国は、戦後秩序のあり方をソ連との間で再規定する必要に迫られた。[13]

四五年二月に開かれたヤルタ会談は、米ソ協調によって戦後国際秩序を安定させることを確認する場となった。そしてこの目的を達成するために考えられたのが、米ソ双方が互いに既存の勢力圏を黙認すること、具体的には東欧等におけるソ連の優位と、アジアにおける米国の優位の相互承認であった。「ヤルタ体制」と呼ばれる秩序構想である。

つまり、連合国は戦後世界において「ヤルタ体制」の実現をめざしたのだった。[14]

この構想に基づけば、日本を含むアジア地域の戦後秩序は米国の意向を反映する形になる。米国は、地域の秩序維持のためには、安定勢力としての中国の創出とともに、日本の徹底的な非軍事化を図ることが肝要であると考えた。[15]

そこで米国が重視したのが、海外基地の存在だった。米軍部の海外基地構想は、ルーズベルト（Franklin D. Roosevelt）大統領が唱えた、米英中ソ四ケ国から成る「国際警察軍」構想に由来しており、そこでは戦後世界の秩序維持のために米軍基地を確保することが不可欠であった。[16]「国際警察軍」の一員たる米国が、海外基地を適所に確保することで、枢軸国が再び秩序を乱さぬよう監督するというわけである。[17] つまり、戦後日本の非軍事化を確実に実現するためには、単に武装解除を日本に課すだけでなく、付近の米軍基地からこれを監督することが必須とされたのである。

「ポツダム宣言」にはこのような米国の方針が端的にあらわれた。[18] 第六項で、日本における「無責任なる軍国主義」を「駆逐」する意向を示すとともに、第七項では、「日本国の戦争遂行能力が破砕せられたることの確証あるに至る迄」は連合国が「日本領内の諸地点」を占領することが明記された。[19] また、同様の論理で「初期の対日方針」（四五年九月二二日）においても、非軍事化を対日政策の基軸とすることが強調された。[20] これは、米国が日本の「軍国主義再興の芽をつむ方針」[21]を依然として堅持していたことを示していた。米国は引き続き、武装解除と保障占領を併用することで、日本の非軍事化の実現を試みたのである。では、日本の非軍事化を確実にするべく、保障占領の拠点として適当な地域は一体どこなのか。

この検討の過程で浮上したのが沖縄にほかならない。沖縄は、上述の海外基地構想が生まれた直後から、米国の管理下に置くことが検討されていた。[22] 戦時中、日本本土爆撃の要所とされた沖縄基地は、戦後は日本を監督するための拠点としての役割を期待されたのだった。戦時中から、米国にとって沖縄が「日本からの防衛」の要所であったとい

う指摘は、[23] 以上のような政策的背景に基づくものである。

しかし、「ポツダム宣言」起草時までに、米国は沖縄基地の取得法を決定できなかった。米国務省作成の「ポツダム宣言」のブリーフィングペーパーにおいて、「琉球諸島の処分について、三省の共同勧告がなされたことはない」[24] と記されたことは、その時点で、米国が沖縄の処遇に関して具体案を保持していないことを示していた。それゆえ、米国は「ポツダム宣言」第八項において、沖縄の帰属先を明示できなかったのだった。

こうして、沖縄の領土的地位は、しばらくの間不明確な状態に置かれることになった。ただし、これ以後も沖縄を米国が管理するという米軍部の方針自体は変わらず、保障占領の重要拠点としてこれを確保する術を、軍部は独自に模索していった。

(二)　終戦直後の日本の対応

「ポツダム宣言」を受けて、沖縄が講和後自身の領土として残される保証はないと考えた日本は、沖縄に対する領土主権を確保するべく対応策の策定に取り掛かった。そして、その際に日本が留意しなければならなかったのが、占領初期に示された非軍事化政策と沖縄との関係であった。

冷戦前のこの時期において、敗戦国日本にとって講和の絶対条件は、非軍事化を達成し、民主化を実現することだった。「ポツダム宣言」や「初期の対日方針」から、連合国の「窮局の目的は平和的日本の建設」であるため、彼らは「日本の非軍国主義化、軍事能力の徹底的破壊」を実施するだろう、そう外務省は予想した。[25] そのため、非軍事化という義務を誠実に履行することが、講和実現のための緊要な課題とされた。[26] その意味で、日本の対応策が「非軍事化と民主化という強制を積極的に受容し協力することによって浮かび上がっていく」ものだったと指摘できるわけである。[27]

では、何をもって非軍事化という義務は履行されうるのか。外務省は、日本には二つの要件が求められていると考えた。第一に、武装解除である。「ポツダム宣言」第六項で、日本の戦争遂行能力の破壊を企図する方針が提示されたことを踏まえれば、日本が武装解除をする必要があることは自明であった。むろん、終戦直後において、どの程度の軍備制限措置を受けるかは不明であった。[28] ただし日本は、武装解除を命じられるといえども、講和後再び主権国家として国際社会に復帰する以上は「自己防衛の最小限の軍備」に限っては認められるものと判断した。[29] しかし周知の通り、そのような日本の構想は、憲法第九条の誕生を契機に大きく変化する。

第二に、保障占領の受け入れである。武装解除が完了するまで、連合国が日本に駐留することを明記した「ポツダム宣言」第七項に基づけば、講和後も連合国が「平和條約実施の保障として帝国の一部を占領する」ことが予想された。[30]

そして、この第二の要件との関係で外務省が注目したのが沖縄だった。沖縄が、保障占領の拠点となる可能性が高まっていたからである。米軍の直接統治下にあった沖縄にはすでに基地が建設されており、[31] 終戦直後から米国が沖縄基地を維持する意向を示していた。例えば、一九四五年九月に行われた米海軍次官補の会見において、「米国が防衛のために保有しなければならないやうな基地」として「琉球列島沖縄基地」が挙げられた。[32] そのため外務省は、沖縄に対する領土主権の帰属先決定に「米国の海軍基地の要求」が影響することを見込んだ。[33]

しかしその場合も、日本は沖縄に対する領土主権を確保しうると、外務省は結論づけた。外務省がこのような結論を下した理由は、以下の二つに見出せる。第一に、連合国が「領土不拡大の原則」に則った領土処理を行う方針を説いていたことである。外務省は、「ポツダム宣言」上でも言及された「カイロ宣言」において、連合国が「自国のためには利得も求めず、また領土拡張の念も有しない」[34] として、自らの利益を目的に日本から領土を剝奪する意思を持たないことに注目した。[35] したがって、日本が「個々の場合に之を援用し有利なる解決」[36] に導けば、沖縄が日本の領土

として残されるのは必然であった。元外務省当局者が、「連合国がカイロ宣言で領土的野心がないことを言明している以上、日本固有の領土を返還してもらうことは当然」で、この論理に基づき「沖縄……の返還を実現しよう」としたと回顧したのは[37]、そうした日本の政策的考慮を背景としていた。

第二に、講和後の沖縄では、保障占領に伴う主権制限に限って受け入れればよいとする理解である。非軍事化を達成するには、沖縄が保障占領の拠点となることを受け入れるという、「ポツダム宣言」に則った主権の制約を甘受する必要がある。ただし、それは同時に、保障占領に付随しない制約を受け入れる必要がないことを意味する。たとえ米国が沖縄の領有を望んでいたとしても、保障占領を名目に、沖縄に対する領土主権の放棄までも強いられる理由は日本側に存在しないと解釈されたのだった。実際、外務省は、「沖縄本島の米軍事基地化に就きては我領土として米に之を認むること然るへし」との見解を示していた[38]。換言すれば、沖縄に対する領土主権を放棄する義務が日本にはないため、講和後沖縄は当然日本に帰属するはずであるとの予想だった。沖縄に対する領土主権が剝奪されることを予期する余地は、日本になかったのである。

三　沖縄に対する領土主権喪失の危機

㈠　沖縄の行政的分離――「領土不拡大の原則」の形骸化

以上のような日本の構想は、連合国軍最高司令官総司令部（以下、ＧＨＱ）が沖縄を日本から行政的に分離したことで一変することになった。日本は、講和の際に沖縄に対する領土主権を喪失する可能性を懸念するようになったのである。

一九四六年一月二九日、ＧＨＱは、北緯三〇度以南の地域を日本から行政的に分離することを命じる連合国軍最高司令部訓令（Supreme Command for Allied Powers Instruction Note; SCAPIN）第六七七号（以下、ＳＣＡＰＩＮ６７７）を発令した。[39] これにより、北緯二七度以南に位置する沖縄は、日本の行政上の権能が及ばない領域となった。

日本の降伏後に、米国とりわけ米軍部が急ピッチで沖縄管理のあり方について検討していたことは、すでにいくつかの研究が明らかにしている。[40] すなわち、四五年八月二五日に戦後も沖縄基地を維持することが決められ、[41] 一〇月二五日に統合参謀本部（ＪＣＳ）は、沖縄を確保すべき米軍海外基地の中で最も優先順位の高い「最重要基地群（Primary Base Areas）」の一角に指定し、米国が排他的管理権を持つべき拠点と位置づけた。[42] さらに四六年一月二一日付の文書において統合参謀本部は、米国が施政権者となり沖縄を信託統治下に置くべきであるとする見解を示した。米軍部は、日本との講和後、国連憲章上の戦略的信託統治地域として沖縄を排他的に管理する方針を固めたのだった。[43]

このような統合参謀本部の意向を受け、ＧＨＱも沖縄に対して具体的政策を実施する準備に取り掛かった。ＧＨＱの中でも、とりわけ民政局（ＧＳ）が日本の領土範囲に関する問題を担当し、[44] ＳＣＡＰＩＮ６７７を起草することになった。

対日占領政策を立案するにあたり、四五年一一月に統合参謀本部から提示された「初期の基本的指令」（ＪＣＳ一三八〇／一五）[45] を指針としていた民政局は、沖縄に対してもこれに沿った政策の実施を試みた。すなわち、今後、連合国によってなんらかの指令を受けることが予想される「地域の日本からの完全な政治上及び行政上の分離を実施するために適当な措置を日本において執る」ことを命じる「初期の基本的指令」を遵守するために、沖縄を日本から行政的に分離する必要があると結論づけたのだった。[46] 日本の非軍事化のため沖縄を保障占領の拠点として確保し、米国が排他的管理権を持つことを目指すという当時の米軍部の方針に鑑みれば、民政局は、将来的に沖縄に対してなんらかの措置がとられる可能性が高いことを認識していたと推測できる。つまり、沖縄が保障占領の拠点として重視されて

いたがゆえに、民政局は沖縄を日本から行政的に分離することにしたのだった。その意味でＳＣＡＰＩＮ６７７は、日本の非軍事化という対日政策の中における、沖縄の位置づけを反映する政策であったと解釈することができる。

以上の過程を経て発令されたＳＣＡＰＩＮ６７７は、「この指令中の條項は何れもポツダム宣言第八條にある小島嶼の最終決定に関する連合国の政策を示すものと解釈してはならない」と述べ、これが日本の領土処理をめぐる連合国の最終的な方針ではないことを明言した。[47] また、ＧＨＱの高官は外務省当局者に対して、これが行政上の便宜から出された指令にすぎないことを強調した。[48]

しかし日本は、ＳＣＡＰＩＮ６７７を沖縄に対する領土主権の行方に関わる重大な指令であると受け止めた。二ヶ月前に「初期の基本的指令」が出されて以来、主要四島に加え対馬諸島を含む約一〇〇〇の「隣接諸島」が日本の領土として残されることが明言される中で、[49] ＳＣＡＰＩＮ６７７は日本固有の諸小島を「隣接（adjacent）諸島」と「外辺（outlying）諸島」に具体的に区分していたからである。沖縄は、日本の領土から外される可能性がある「外辺諸島」に分類されていた。[50] ＳＣＡＰＩＮ６７７の文面からは、連合国において、日本の領土処理をめぐる議論になんらかの進展があったことが窺えるのだった。元外務省当局者が、ＧＨＱによる「この措置の決定にあたっては、将来の日本領域決定の際のことを念頭においていた」ことは疑いないと回顧したのは、[51] 日本政府が当該指令と来たるべき講和の際の決定を直接結びつけていたことの表れであった。

同時にＳＣＡＰＩＮ６７７は、連合国が日本の領土決定に際して「領土不拡大の原則」を遵守する意欲に乏しいことを明らかにしたという意味でも、日本にとって重要な指令となった。既述の通り、「カイロ宣言」上、連合国が自国に利する領土獲得を否定していたことを受けて、日本は、沖縄が保障占領の拠点になるにしても、同島に対する領土主権の保持は当然可能だと考えていた。ところが、米国はすでに実効的に沖縄を占領していたにもかかわらず、同島に対する日本の行政権の行使を停止することで自らの管理権限を更に強化しようとしたため、日本はＳＣＡＰＩＮ

677の背後に、沖縄に対する領土主権を日本から剝奪することもいとわない米国の政策方針が存在することを感知した。[52] 実際、SCAPIN677発令直後の一月三一日付の文書において外務省は、米国が「沖縄本島及小笠原に相當長期に亘り空軍基地を設定」すると見られるが、この背景には「極東に於ける戦略的基地を確保」し、「米国兵の血を以て購いたる島嶼は之を米国が保有」しようとする米国独自の狙いがあるとの見解を示していた。[53] つまり日本は、連合国が唱えてきた「領土不拡大の原則」がすでに形骸化していることを理解したのである。

連合国が「領土不拡大の原則」に準じないのであれば、米国が保障占領を名目に、沖縄に対する領土主権の管理を試みることは容易に想像できた。外務省は、上記文書と同日付の文書で、沖縄を「喪失地域」の一つに挙げ、沖縄に対して「統治行政権を行使する国」は日本以外になると想定した。講和に際して「領土の變更」が起こり、沖縄は「新領有國」に帰属することになるものと考えたのだった。[54] 以上の文書を一様に満たしていた雰囲気は、日本が沖縄に対する領土主権を喪失する可能性が非常に高いという外務省の悲観的な認識であったといえよう。[55]

(二) 憲法第九条制定——軍管理継続の可能性の浮上

日本に課された非軍事化要件のうち、武装解除との関連で注目すべきであるのが憲法第九条である。憲法第九条の成立過程に関してはすでに多くの研究が存在するので、ここではその詳説は避け、沖縄に対する領土主権問題との関連で憲法第九条がいかなる意義を持っていたかを明らかにする。

一九四六年三月の「憲法改正草案要綱」の発表で明らかとなった憲法第九条は、日本をして完全なる武装解除を命じられたと理解せしめた。[56] 先述のように、「自己防衛の最小限の軍備」の保持に限っては、主権国家として当然主張しうると考えていた日本にとって、憲法第九条は予想以上に厳しい措置であった。これにより、非武装状態にあることが義務の履行になると考えた日本は、少なくとも四七年半ばまでは国際連合に依存する安全保障こそ、独立後日本

の採るべき道だと捉えていた。[57]

同時に日本は、徹底した非武装化を求める連合国の姿勢から、日本が再び独立国として国際社会に復帰するとしても、実質的には講和以前の軍事占領期と類似した環境下に置かれる可能性を意識するようになった。事実、四六年五月付の文書において、外務省は「平和條約履行監視」のための保障占領が「相當長期に亘り」、しかもそれが講和以前と「実質上異なる所なき軍管理の続行」になることを予想した。[58] つまり、独立が名目上のものになり、日本が連合国に従属するという関係が継続する危険性を強く認識するようになったのである。

ＳＣＡＰＩＮ６７７発令を契機に、沖縄に対する領土主権を喪失する公算が高いことを想定するようになっていた日本にとって、憲法第九条の誕生は自らの推論が正しいことを思い知る出来事だった。憲法第九条の制定をきっかけに日本が想起した、講和後の保障占領が軍事占領の継続になるという見通しからは、日本から行政上分離され、米軍の直接統治下にある沖縄が、引き続き米国統治下に置かれることを予測できるのだった。日本が何も主張しなければ、「戦略的意義重大」である「沖縄島は米国に依り国際連合規約第八十二條所定の信託統治地域中の戦略地域に指定せらる」と外務省は考えた。[59] そのため、日本は沖縄に対する「主権の放棄の確認」[60]を求められるとの結論が改めて下された。つまり、日本にとって憲法第九条は、沖縄に対する領土主権を喪失する可能性が高いという、ＳＣＡＰＩＮ６７７発令以来抱いていた自らの悲観的認識の裏づけとしての意味を持っていたと解釈できよう。

以上のように予想される事態に対処すべく、政策構想を練り直すことを試みた日本が実現すべき目標として掲げたのが、「平和條約締結後に於て占領軍の駐留する場合厳に保障占領の埒を越えさるの保障」[61]を得ることだった。敗戦国の義務として沖縄が保障占領の拠点となることを受け入れる一方で、沖縄に対する領土主権を確保するため、駐留軍の権限が保障占領の域を越えないことの確約を、日本は追求しようとしたのである。

ただし、「憲法改正草案要綱」の発表から二ヶ月後のこの段階では、沖縄において「厳に保障占領の埒を越えさる

の保障」を得るための具体策は、日本に存在しなかった。そのため、「必要なる文献を蒐集し我方の要求を確定」[62]することが急がれた。

要するに、非軍事化を目的とする二つの重大政策の実施を契機に、日本は保障占領の名の下に沖縄に対する領土主権そのものが剝奪されることを危惧するようになった。日本はこれを阻止するべく、具対策を講じる必要に迫られたのだった。

四　日本の駐留協定構想

㈠　軍事占領終了の徹底

日本が沖縄をめぐる政策構想の改編作業に追われる一方で、米国政府内でも沖縄の処遇をめぐって議論が繰り広げられていた。前述の通り、米軍部が排他的管理による沖縄の信託統治化を企図したのに対して、国務省がこれに異を唱えていたからである。国務省は一九四六年六月二四日付の文書において、「琉球諸島は、日本によって保持され、且つ非軍事化される諸小島とみなされるべきである」との見解を示した。この背後には、米国が沖縄に恒久基地を設けることがソ連に挑発行為として受け止められ、国際協調に支障を来たすとの考慮が存在した。[63]四六年六月以降、国務・陸軍・海軍による三省調整委員会（SWNCC）において沖縄の処遇に関する議論が重ねられたものの、国務省と軍部側の対立は収束せず、同年一二月には、沖縄に関する議論は事実上棚上げされることになった。[64]したがって、四七年三月に早期対日講和を提唱していたマッカーサーが、同年六月に「沖縄……は米国に与えられるのが当然」と主張したことは、[65]あくまで米軍部の方針を示したにすぎなかったといえる。

以上のように、非軍事化を目的とする二大政策が実施されたことで、日本が沖縄に対する領土主権を確保するためには、米国が沖縄における駐留を保障占領の枠内で実施することが不可欠となった。つまり、日本が米国を中心とする連合国から「厳に保障占領の埒を越えざるの保障」を獲得することが肝要だった。

では、そのような保障を得るにはどうすべきなのか。そこで日本が考案したのが、連合国と駐留協定を締結することであった。この駐留協定構想の議論は、二段階から成っていた。第一段階は、講和に伴う軍事占領の終了を確認することである。先述の通り、沖縄の行政的分離や憲法第九条制定を受けて日本が最も危惧したことは、講和後の保障占領が講和以前の軍事占領の継続となることだった。しかし、協定締結を目指すこの構想においては、講和に伴い軍事占領が終了することの裏返しとして、日本が連合国と条約関係を築ける状態になることが何より重要だった。

四七年二月付の文書は、そのような問題意識を端的に反映していた。外務省は、その中で「平和條約締結後は軍事占領乃至管理方式は終了」することの確認、つまり保障占領が「軍事占領の継続にあらざる旨」を確約することの重要性を唱えた。[66]

同年七月付の文書は、以上の考えをより詳細に論じた。[67] すなわち、日本が連合国軍最高司令官の命令に従ってきたのは、連合国による「ポツダム宣言」の実施が戦勝国としての「権利」であり、日本には「最高司令官に隷属（be subject to）する」「義務」が存在するからである。しかし、この関係は「平和條約の成立と共に全面的に解消」するため、以後、日本と連合国は「国家間の條約関係」を築くことが可能となる。これこそが「講和條約の最も重要な意味の一つ」だと理解する外務省にとって、連合国との条約関係構築の障害になる「軍事占領乃至管理方式」の継続は何としても避けねばならなかった。

沖縄に対する領土主権を確保するべく連合国と駐留協定を締結するには、従来の従属関係を完全に解消し、条約関係が成立しうる状態を作り出す必要があったのである。

(二) 保障占領の範囲の明確化

駐留協定構想の第二段階は、協定の中で沖縄における保障占領の範囲を明確化することである。つまり、「連合国との間に更に詳細な合意」を形成し、「占領ない至駐屯軍の権力は右合意の範囲内」に限ることを確認する必要があった。[68] むろん、敗戦国という立場上、日本が「合意」形成において不利な状況に置かれる可能性は十分ありうる。ただ、保障占領の範囲を限定し、無制限な主権侵害を回避することが、日本にとって第一義的に重要だった。その根底には、駐留協定によって「厳に保障占領の埒を越えさるの保障」を明文化することで、これに反して連合国が沖縄に対する領土主権を管理することを防ぐ、という論理が存在した。沖縄等、「連合国側の戦略的要求のためやむを得ない地域については何等かの形の国際的地役権を認める條件をもつて我が領土として残す」と記された一九四七年二月付の文書は、[69] そのような外務省の政策的考慮を示していた。七月になっても、沖縄が「連合国として戦略的見地からして必要である場合は、その必要を充たすアレンヂメントは十分日本政府との間に行える」[70] との見解が明示されたことからは、少なくとも四七年半ばまで日本政府がこの論理を維持していたことが分かる。

また、この時期における日本の駐留協定構想において特に注目すべきは、「連合国側の戦略的要求」を日本の非軍事化との関係を軸に捉えていたことである。つまり、沖縄における「連合国側の戦略的要求」は、日本を監督するための保障占領の拠点確保を主要目的にしていると考えられていたのだった。

確かに、四七年の前半期には、冷戦の端緒と位置づけられる「トルーマン・ドクトリン」(三月一七日)や「マーシャル・プラン」(六月五日)が発表されていた。「トルーマン・ドクトリン」は、米国がギリシャおよびトルコへの経済援助を実施するためにトルーマン(Harry S. Truman)大統領によってなされた外交方針演説であって、ソ連への対抗表明を直接の目的とはしていなかった。しかし、欧州全体への経済復興計画である「マーシャル・プラン」は、

東欧諸国の不参加を見越して立案されており、ソ連に対抗する意図が鮮明であった。[71] ここで欧州分断の構造が誕生したことは明白であり、[72] それは、「ヤルタ体制」に基づく国際秩序に変化が起き始めたことを表していた。

しかしながら、「冷戦的環境の占領政策への影響は、想像以上に非直接的であり、かなりの時差を伴うものであった」。[73] 事実、日本が感知しうるほどに対日占領政策が変化するのは、四八年になるのを待たねばならなかった。[74] また、前述したマッカーサーによる四七年六月の声明においても、国連主体の日本管理構想が提示されていた。[75] そこには、講和後日本の管理について依然米ソ協調が可能であるとの理解が反映されていた。[76] 米国政府の見解に加え、マッカーサーの政治声明に注目していた日本にとって、米ソ協調を念頭に置いた当該声明の影響は大きかったと推察できよう。外務省は「漸次世界が二つの国家群に分かれて対抗する様な方向に進みつつある」[77] との情勢認識を抱きつつも、この時点で自らの駐留協定構想を変更することはなかったのだった。

つまり、依然として「非軍事化こそが日本再建の主要基盤たることについて徹底した認識」[78] を抱く日本は、「連合国側の戦略的要求」が「日本からの防衛」を主要目的にしているとする従来の理解を崩さなかったのである。実際外務省は、連合国の「直接の安全に影響ある事項」が日本の「武装解除」に関するものであるとの認識を示し、連合国が「自己の維持安全のために命令を発出する権利」を行使する際に伴う主権制限に限っては、受け入れざるをえないとの見識を披露していた。ただし、保障占領に付随しない主権制限を防ぐには、連合国の権限を限定しておくことが肝要であると外務省は考えたため、「駐屯に関する協定中」で「駐屯軍が管理的権限を絶対に有しないこと」、「駐屯地域、兵力及び、期間の可及的制限」、「駐屯軍及び同所属人員の享有する特権及び免除の範囲」を規定しようと試みたのであった。[79]

したがって、当時の日本の駐留協定構想は、連合国が日本の非軍事化を最優先課題としており、日本を監督するための拠点確保を模索しているという文脈の中で、沖縄における連合国の駐留を位置づけていたと解釈することができ

る。外務省が四七年七月二〇日付の文書で、連合国が日本の「周囲」に軍隊を有すること、この軍隊が「日本に対し是正措置」をとりうると指摘したことは[80]、そのような理解を日本政府が有していたことを端的に示していた。

しかもその際日本は、講和後沖縄が保障占領の中心拠点になることを認識できる状況にあった。同年一月に、ボール（William M. Ball）対日理事会英連邦代表から「日本を連合国の管理委員会で監視し、又沖縄等の戦略的要地に航空基地を設けて置けば日本のクルードな統制は出来ることは明かである[81]」とする見解を示されていたからである。

沖縄が保障占領の拠点として重要であるほど、沖縄に対する領土主権が日本から剝奪される可能性は高まる。そうであればなおさら、それが現実のものとならぬよう、駐留協定で保障占領の範囲を明確化することが日本には不可欠となるのである。連合国が日本に「命令を発出する権利」を行使することを受け入れるかわりに、沖縄の「住民に対する普通の行政即ち教育、経済、文化等を担当する[82]」ことの「保障」を得ることが、日本にとっては何より重要なのであった。

五　おわりに

以上のように、占領初期の日本は、自身の非軍事化を講和のための最重要課題とし、沖縄が保障占領の拠点となることを前提に、沖縄に対する領土主権確保のための対策を考案しなければならなかった。それゆえに、日本の政策構想は、沖縄の行政的分離と憲法第九条制定という非軍事化政策から多大な影響を受けた。そして、保障占領に伴う沖縄における主権制限が、領土主権の剝奪に繋がる可能性を想起するようになった日本は、連合国と駐留協定を締結することで、沖縄に対する領土主権を確保しようと企図したのだった。この駐留協定構想は、まず軍事占領の終了を確実にすることで連合国と条約関係を築くための土壌を作り出し、その上で、協定によって沖縄における駐留軍の権限

が保障占領の範囲を越えないことを明確化するというものであった。

周知の通り、一九四七年半ば以降に冷戦が本格化する中で、沖縄基地の役割は米国によって再定義されることになる。対ソ封じ込めの拠点としての沖縄基地である。米国の冷戦戦略の論理の中で、沖縄基地は絶対的に不可欠な存在となった。ただし、日本が軍事的脅威にならぬよう監督するための役割が、冷戦期においても依然として沖縄基地に期待されていたことを見逃してはならない。東アジアにおける「ヤルタ体制」に基づく国際秩序が消滅した後も、本稿で分析した沖縄基地の保障占領の拠点としての機能は決して消えずに、対ソ封じ込めの機能と並存していくのだった。[83] 沖縄基地に異なる国際政治構造を反映した二つの機能が並存する中で、日本は沖縄の基地と領土主権をめぐる問題に対応することになるのである。[84]

（1）日米の外交文書においては、「琉球列島」「沖縄」「南西諸島」など様々な名称が使われている。そこで本稿では以後、引用部分を除き名称を「沖縄」に統一する。名称の用い方については、我部政明「米統合参謀本部における沖縄保有の検討・決定過程――一九四三年から一九四六年」『法学研究』第六九巻七号（一九九六年）七六―七七頁参照。

（2）本稿は、占領初期における政府レベルの対応に焦点を当てた分析をすることで、今日まで続く「沖縄基地問題」の原点を探ろうとするものである。本稿において戦後日本の「沖縄基地問題」という場合、沖縄に基地があることに起因する政府レベルの外交問題のみを指すこととする。沖縄にある米軍基地に関連する諸問題が、日米両政府間の外交問題、政府と沖縄県の行政問題、沖縄県内の政策決定問題の三つのレベルから成っていることを指摘し、レベルごとの争点、およびアクター間の対立と妥協の過程を検証したものとして、上杉勇司・昇亜美子「『沖縄問題』の構造――三つのレベルと紛争解決の視角からの分析」『国際政治』第一二〇号（一九九九年）一七〇―一九四頁参照。

（3）奥脇直也他編『国際条約集』（有斐閣、二〇一二年）八三五―八三六頁。

（4）外務省は、①講和条約によって交戦国間の平和関係を設定することが国際的慣例であること、②連合国が枢軸諸国と締結する講和条約案の起草着手についてすでに明言していたこと、③連合国が対日戦争の「果実」を分配するためには、日本と

「国際約束」をかわす必要があることを根拠として、日本と連合国との間で将来講和条約が締結されることは確実であると考えていた。「平和条約締結の方式および時期に関する考察」（一九四五年一〇月二二日）『サンフランシスコ平和条約準備対策（以下、準備対策）』（外務省、二〇〇六年）三―一一頁。四五年一一月になると、外務省は省内に「平和条約問題研究幹事会」を設置し、講和条約締結に向けた準備に本格的にとりかかった。「平和条約問題研究幹事会の設置について」（一九四五年一一月二一日）同右、一二頁。

（5）奥脇他編『国際条約集』八三五―八三六頁。

（6）本稿において「保障占領」という場合、戦時ないし平時における、条約や協定の履行を確保するために行われる占領を指すこととする。講和条約の履行確保を目的とする平時の保障占領（例えば、ベルサイユ講和条約締結後のライン地方の占領）は、なんらかの合意に基づいて行われるのが一般的である。保障占領については、筒井若水編『国際法辞典』（有斐閣、一九九八年）三一三頁参照。

（7）奥脇他編『国際条約集』八三七頁。

（8）例えば、沖縄返還問題の通史的研究は、冷戦下の沖縄基地をめぐる日本の構想の分析が主である。河野康子『沖縄返還をめぐる政治と外交――日米関係史の文脈』（東京大学出版会、一九九四年）、渡辺昭夫『戦後日本の政治と外交――沖縄問題をめぐる政治過程』（福村出版、一九七〇年）。

（9）楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成――日米の構想とその相互作用、一九四三～一九五二年』（ミネルヴァ書房、二〇〇九年）、ロバート・D・エルドリッヂ『沖縄問題の起源――戦後日米関係における沖縄一九四五―一九五二』（名古屋大学出版会、二〇〇三年）。

（10）柴山太『日本再軍備への道一九四五～一九五四年』（ミネルヴァ書房、二〇一〇年）第一章参照。

（11）冷戦期の沖縄基地が、対日封じ込めと対ソ封じ込めという二重の基地機能を担っていたことを指摘したものとして、Nicholas Evan Sarantakes, *Keystone; The American Occupation of Okinawa and U.S.-Japanese Relations,* (Texas A&M University Press, 2000) 参照。

（12）奥脇他編『国際条約集』八三七頁。

（13）欧州の戦後処理問題については、細谷雄一『戦後国際秩序とイギリス外交――戦後ヨーロッパの形成一九四五年～一九五一年』（創文社、二〇〇一年）第一章、吉川宏「ヤルタ会談の戦後処理方式」『国際政治』第三八号（一九六九年）一三四―

一四七頁参照。

(14) 五百旗頭真『米国の日本占領政策』下巻（中央公論社、一九八五年）八〇―九四頁、入江昭『日米戦争』（中央公論社、一九七八年）第七章参照。

(15) 添谷芳秀「東アジアの『ヤルタ体制』」『法学研究』第六四巻二号（一九九一年）三二―七六頁参照。

(16) エルドリッヂ『沖縄問題の起源』第二章、我部「米統合参謀本部における沖縄保有の検討・決定過程」七三―一〇九頁、川名晋史『基地の政治学――戦後米国の海外基地拡大政策の起源』（白桃書房、二〇一二年）第二―三章参照。

(17) 楠『吉田茂と安全保障政策の形成』一四―一五頁。

(18) 「ポツダム宣言」は米国の原案が概ね採用された（入江『日米戦争』三〇四頁）。その意味で当該宣言は、米国の対日方針を反映したものと位置づけられる。

(19) 奥脇他編『国際条約集』八三六―八三七頁。

(20) 「降伏後における米国の初期の対日方針」（一九四五年九月二二日）、外務省編『日本占領及び管理重要文書集』第一巻（東洋経済新報社、一九四九年）九一―一〇八頁。

(21) 池井優『三訂 日本外交史概説』（慶應義塾大学出版会、一九九二年）二三四頁。

(22) JSSC9/1 “Post-War Military Problems with Particular Relation to Air Bases,” (15 March, 1943); CCS 360 (12-9-42) Section 1 ; JCS1942-45, RG218. 沖縄県公文書館（Okinawa Prefectural Archives）［以下 OPA と略記］.

(23) 原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点――アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」』（渓水社、二〇〇五年）二五二頁。

(24) 三省とは国務・陸軍・海軍省を指す。“The Berlin Conference, Territorial Studies,” Prepared by the Department of States for the Meetings of the Heads of Government (6 July, 1945). OPA.

(25) 「想定される連合国側平和条約案と我が方希望との比較検討」（一九四六年一月二六日）『準備対策』一六―二二頁。

(26) 「平和条約締結の方式および時期に関する考察」。

(27) 五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』（講談社、二〇〇五年）一八七頁。

(28) 「平和条約締結の方式および時期に関する考察」。

(29) 「想定される連合国側平和条約案と我が方希望との比較検討」。

(30) 「平和条約締結の方式および時期に関する考察」。後に吉田茂も、この当時の外務省当局者の間では「もし講和後に連合国軍が日本に残るとすれば、それはヴェルサイユ条約後にドイツが占領された例の如く、平和条約履行確保のための保障占領のような形のものであろうとする観測が多かった」と回顧している。吉田茂『回想十年』第三巻（中公文庫、一九九九年）一三九頁。

(31) 米軍統治下の沖縄については、Arnold G. Fisch, *Military Government in the Ryukyu Islands, 1945–1950,* (University Press of the Pacific, 2005) 参照。

(32) 『朝日新聞』一九四五年九月七日。

(33) 「想定される連合国側平和条約案と我が方希望との比較検討」。

(34) 「カイロ宣言」（一九四三年一一月二七日）奥脇他編『国際条約集』八三六頁。

(35) 「想定される連合国側平和条約案と我が方希望との比較検討」。

(36) 同右。

(37) 下田武三『戦後日本外交の証言――日本はこうして再生した』上巻（行政問題研究所、一九八四年）五三頁。

(38) 「想定される連合国側平和条約案と我が方希望との比較検討」。当時の外務省当局者は、「ポツダム宣言を逸脱する事項は、いかに敗戦国といえども服従の義務はないとの考え」を持っていた。下田『戦後日本外交の証言』上巻、三〇頁。

(39) 「若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」（一九四六年一月二九日）外務省外交史料館マイクロフィルム（http://gaikokiroku.mofa.go.jp/）、リール番号 A'0121/1. 二〇一三年三月二〇日アクセス。

(40) 例えば、エルドリッヂ『沖縄問題の起源』二〇―二八頁、我部「米統合参謀本部における沖縄保有の検討・決定過程」九一―一〇四頁、宮里政玄『アメリカの対外政策決定過程』（三一書房、一九八一年）一九六―一九九頁。

(41) JWPC361/4, "Over-All Examination of U.S. Requirements for Military Bases," (25 August 1945); CCS360 (12-9-42) Section7; JCS1942-45, RG218. OPA.

(42) JCS570/40 "Over-All Examination of U.S. Requirements for Military Bases and Base Rights," (25 October, 1945); CCS360 (12-9-42) Section9; JCS1942-45, RG218. OPA.

(43) JCS570/50 "Strategic Control by the United States of Certain Pacific Areas," (21 January, 1946); CCS360 (12-9-42) Section13; JCS1946-47, RG218. OPA.

ただし、この米軍部の構想の背景に「ヤルタ体制」を維持しようとする国際協調主義的発想が存在していたことは重要である。当該文書はまた、米国が沖縄を信託統治下に置くことの前提として、信託統治協定の当事国の第一順位に米英中ソの四ケ国を挙げていた。これは、米国が沖縄を講和後も管理するとしても、それはあくまで国際協調の枠組みの中で実施するべきであると考えていたことの表れであった。

国際連合における信託統治制度は、国際連盟のもとでの委任統治制度を引き継いだものである。信託統治の方式には通常の信託統治と、該当地域の軍事的利用を認める戦略的信託統治がある。制度上、信託統治地域の統治は信託統治理事会と総会（戦略的信託統治の実施地域については総会に代わって安保理事会）の監督を受けることになるが、実質的には施政権者となる国の意向が大きく影響することになる。したがって、沖縄基地の軍事的利用を企図する米軍部は、沖縄を戦略的信託統治のもとに置くことがより望ましいと結論づけたのだった。国際連合の信託統治については、小野寺彰他編『講義国際法』（有斐閣、二〇〇四年）一九二―一九三頁、波多野里望・小川芳彦編『国際法講義［新版増補］』（有斐閣、一九九八年）一五二―一五三頁、松井芳郎他編『国際法［第五版］』（有斐閣、二〇一〇年）七八―七九頁参照。

(44) 当時民政局は、日本の領土範囲を規定する作業に加え、公職追放や早期選挙の実施準備等を喫緊の課題として抱えていた。増田弘「公職追放（ＳＣＰＩＮ―５５０・５４８）の形成過程」『国際政治』第八五号（一九八七年）八〇頁。

(45) 「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」（一九四五年一一月一日）外務省編『日本占領及び管理重要文書集』第一巻、一一一―一一六頁。

(46) “Cessation of Administrative Authority Over Areas Outside Japan,” From Whitney to C/S, (5 January, 1946). 国立国会図書館憲政資料室。

(47) 「若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」。

(48) 「行政の分離に関する第一回会談録」（一九四六年二月一三日）、A'0121/1。

(49) 高野雄一『日本の領土』（東京大学出版会、一九六二年）一九―二〇頁。

(50) 「若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」。

(51) 鈴木九萬監修『日本外交史26――終戦から講和まで』（鹿島研究所出版会、一九七三年）一一五頁。この当時、条約理論に詳しい外務省条約局の川上健三が、領土をめぐる問題の検討及び報告書の作成を担当していた（下田『戦後日本外交の証言』上巻、五三頁）。川上はまた、ＳＣＡＰＩＮ６７７が「将来の日本領域について検討するにあたって最も重要な拠り所

となるものであった」と回顧している（鈴木『日本外交史26』一七二頁）。

(52) マイケル・ヨシツ（宮里政玄・草野厚訳）『日本が独立した日』（講談社、一九八四年）一八頁。

(53) 「想定される連合国側平和条約案と我が方希望との比較検討」。

(54) 「国籍問題と平和条約」（一九四六年一月三一日）『準備対策』、五二―五九頁。当該文書では、講和に伴う領土変更の結果生じる国籍の移動の問題が扱われた。外務省は当時、沖縄が日本の領土でなくなった場合でも、沖縄の住民に日本の選挙権を付与することを検討していた。

(55) 四六年一月末時点において、米国が沖縄等の太平洋諸島の信託統治問題について未だ公式声明を発表していなかったこともあり、米国の同問題に対する政策を日本がどの程度知り得ていたかは史料上明らかでない。ただし、翌二月に入ると、米国内の報道を受けて、沖縄を単独の信託統治下に置く方針を米国が有していることが日本国内でも報道されるようになっていた（『朝日新聞』一九四六年二月五日、『読売新聞』一九四六年二月六日）。

(56) 「交戦権放棄と中立」（一九四六年七月）、B'0011/1. 今日まで続く、「必要最小限の自衛力を保持することは憲法第九条の禁止するところではない」とする日本政府の憲法解釈は、一九五四年の鳩山内閣期からとられ始めた。憲法解釈の変遷については、中村明『戦後政治にゆれた憲法九条――内閣法制局の自信と強さ』（中央経済社、一九九八年）参照。

(57) 四七年半ばまでの日本の自衛方法の模索については、楠『吉田茂と安全保障政策の形成』一三九―一四二頁、渡辺昭夫「講和問題と日本の選択」渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』（東京大学出版会、一九八六年）一七―五六頁参照。

(58) 「平和条約問題研究幹事会による第一次研究報告、対日平和條約に於ける政治條項の想定及対処方針（案）」（一九四六年五月）『準備対策』九一―九九頁。

(59) 同右。

(60) 同右。

(61) 「第一次研究報告、平和條約の内容に関する原則的方針（案）」同右、八九―九一頁。

(62) 「平和條約の連合国案（想定）と我方希望案との比較検討」（一九四六年五月）、B'0008/1。

(63) SWNCC59/1 "Policy Concerning Trusteeship and Other Method of Disposition of the Mandated and Other Outlying and Minor Islands Formerly Controlled by Japan," (24 June, 1946); CCS360 (12-9-42) Section22; JCS1946-47, RG218. OPA.

(64) SWNCCにおける議論については、エルドリッヂ『沖縄問題の起源』第四章、宮里『アメリカの対外政策決定過程』一九九―二一〇頁参照。
(65) 『読売新聞』一九四七年六月二九日。
(66) 「対日平和條約想定と右にたいする我方の希望條項大綱」（一九四七年二月）、B'0010/3。
(67) 「平和条約締結後における日本の法的地位について」（一九四七年七月二六日）『準備対策』二五四―二六一頁。
(68) 同右。
(69) 「対日平和條約想定と右にたいする我方の希望條項大綱」。
(70) 「日本の領土問題に関する一般的考察」（一九四七年七月八日）、B'0008/2。
(71) 佐々木卓也『封じ込めの形成と変容――ケナン、アチソン、ニッツェとトルーマン政権の冷戦戦略』（三嶺書房、一九九三年）一一五―一二二頁。
(72) 「トルーマン・ドクトリン」から「マーシャル・プラン」にかけての経緯と、欧州分断については、細谷『戦後国際秩序とイギリス外交』第二章参照。
(73) 五百旗頭真「国際環境と日本の選択」有賀貞他編『講座国際政治④』（東京大学出版会、一九八九年）五頁。
(74) 外務省は、四八年一月六日にロイヤル（Kenneth J. Royall）陸軍長官が「極東における全体主義の防壁としての日本の強化」を主張し、米国が「日本自立のための対日経済援助政策」を具体化したことをもって、「重大な政策の変化」があらわれていると判断していた。「対日平和問題の現段階と『事実上の平和』の可能性について」（一九四八年六月三〇日）『準備対策』三五八頁。
(75) 『読売新聞』一九四七年六月二九日。
(76) 米ソ協調を前提としたマッカーサーの日本管理構想については、五十嵐武士『戦後日米関係の形成――講和・安保と冷戦後の視点に立って』（講談社、一九九五年）一六―一九頁参照。
(77) 「対日平和予備会議の招集と同会議をめぐる国際情勢について」（一九四七年七月一八日）『準備対策』二三三―二四一頁。
(78) 「平和条約に対する日本政府の一般的見解」（一九四七年六月五日）同右、二〇一―二〇四頁。
(79) 「平和条約締結後における日本の法的地位について」。
(80) 「平和条約実施後の管理ないし駐兵の問題に関する一般的意見」（一九四七年七月二〇日）、B'0008/2。

（81）「朝海・マクマホン＝ボール会談（第一回）」（一九四七年一月二〇日）『準備対策』一六四頁。
（82）「日本の領土問題に関する一般的考察」。
（83）Sarantakes, *Keystone* 参照。
（84）二重の基地機能を期待されるようになった沖縄基地をめぐる、冷戦下日本の対応については、稿を改めて論じたい。

池宮城　陽子（いけみやぎ　ようこ）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
所属学会　日本国際政治学会
専攻領域　日本政治外交史